

相模原市立若草小学校いじめ防止基本方針

相模原市立若草小学校

相模原市立若草小学校いじめ防止基本方針

<p>【学校教育目標】 明るく 強く 根気よく ～自ら考え主体的に行動 する若草の子～</p>	<p>【基本理念】 いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活が送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一步調のもと、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。 また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。</p>
<p>【校内組織】 名称 若草小学校いじめ防止対策委員会 構成 委員長：校長、 副委員長：副校長 委員：教務主任、児童支援専任、 児童指導担当、養護教諭(支 援教育コーディネーター)、 青少年教育カウンセラー、 スクールソーシャルワーカー 人権担当、学年主任 委員長が必要と認めた者</p>	<p>【家庭・地域との連携】 ○保護者や地域に基本方針等を周知しておく ○教育相談、各種たより等を通じて、家庭との緊密な連携協力体制を構築する ○保護者等の連絡・相談・情報には真摯に対応する ○PTA、地域の関係団体の研修会等を活用する</p> <p>【関係機関との連携】 ○未然の段階から、良好な関係を構築しておく ○南区子育て支援センターなどの関係機関との報告・相談・連絡を密にする</p>
<p>【いじめの未然防止】 日常的な信頼関係の構築</p> <p>(1) 児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。(常態的・先行的な児童指導を意識する) (2) 学校の教育活動全体を通じて、児童の自己有用感を高められる機会を充実する。 (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。 (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図ると共に、児童、保護者に対していじめの定義を指導・周知したり『ペアレンタルコントロール』の周知徹底を図ったりする。 (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する場を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。</p>	
<p>【いじめの早期発見】 変化に気づく感覚を磨く</p> <p>(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。 (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。</p>	
<p>【いじめへの対処】 速やかな組織的対応</p> <p>いじめの疑いを発見した場合には、特定の教員で抱え込まず組織的に速やかに対応する。</p> <p>(1) 正確な実態把握から、組織的な判断へ 当事者双方や周りの子どもからの聞き取り等を行い、情報収集と記録、いじめの事実関係の把握などに努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。 (2) いじめの指導体制、方針決定(いじめ防止対策委員会の開催) 教職員全体で共通理解を測り、指導のねらいを明確にする問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整える。教育委員会、関係諸機関と連絡調整・連携を密に行う。 (3) 子どもへの指導・支援 いじめられた子どもの保護に努め、心配事や不安を取り除く。教育的配慮を十分行い、毅然とした態度で加害者児童等に指導を行う。加害児童の保護者についても、躊躇なく招集し、厳正に指導していく。</p>	
<p>【重大事態への対処】</p>	<p>教育委員会との連携</p>

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会と連携して対処する。
また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる事案や、学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、学校としても、警察への相談・通報を行い、適切に援助を求める。

【いじめの定義について】

(定義)

「いじめ」とは、

- ①児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と
 - ②一定の人的関係にある他の児童等が行う
 - ③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、
 - ④当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (いじめ防止対策推進法)

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（文部科学省 いじめの定義より）

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調のもと、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

○名称 若草小学校いじめ防止対策委員会

○構成 委員長：校長

副委員長：副校長、

委員：教務主任、児童支援専任、児童指導担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人権担当、学年主任
委員長が必要と認めた者

3 いじめの未然防止の取組

事後対応型「即応的・継続的（リアクティブ）な生徒指導」から、積極的な先手型「常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導」への転換を図るために、自己実現を支えていく学級・学校づくりを進めていく。

常態的・先行的（プロアクティブ）な児童指導を行うために、4つの視点をもって学級経営と学習指導を行っていく。

- ①自己存在感の感受
- ②共感的な人間関係の育成
- ③自己決定の場の提供
- ④安全・安心な風土の醸成（令和8年度重点項目）

(1) 児童が主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり（ユニバーサルデザインの授業）

②居場所づくり：話し合い活動、ペア活動やグループ学習の充実。社会性を身につけるための日頃の声かけなどの働きかけを充実させていく。

(2) 学校の教育活動全体を通じて、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①絆づくり：自主的な運営 異学年交流 仲良し活動

②児童会活動：あいさつ運動の励行

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

- ①人権教育、性教育、情報セキュリティ・モラル教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
- ②道徳教育の充実：道徳科の時間の確保。道徳科の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
- ③総合的な学習の時間や道徳教育の一環として、体験活動などを取り入れるようにする。
- ④必要に応じて小、中学校、高等学校交流行事を開催する。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
 - ①校内研修（いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修）を設定する。
 - ②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。
 - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話を行う。
 - ④新年度の保護者会、学級懇談会においてSNSやオンラインゲーム上でのいじめ防止の観点から「ペアレンタルコントロール」についての啓発を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する場を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
 - ①あいさつ運動
 - ②地区青少年健全育成協議会
 - ③地区社会福祉協議会

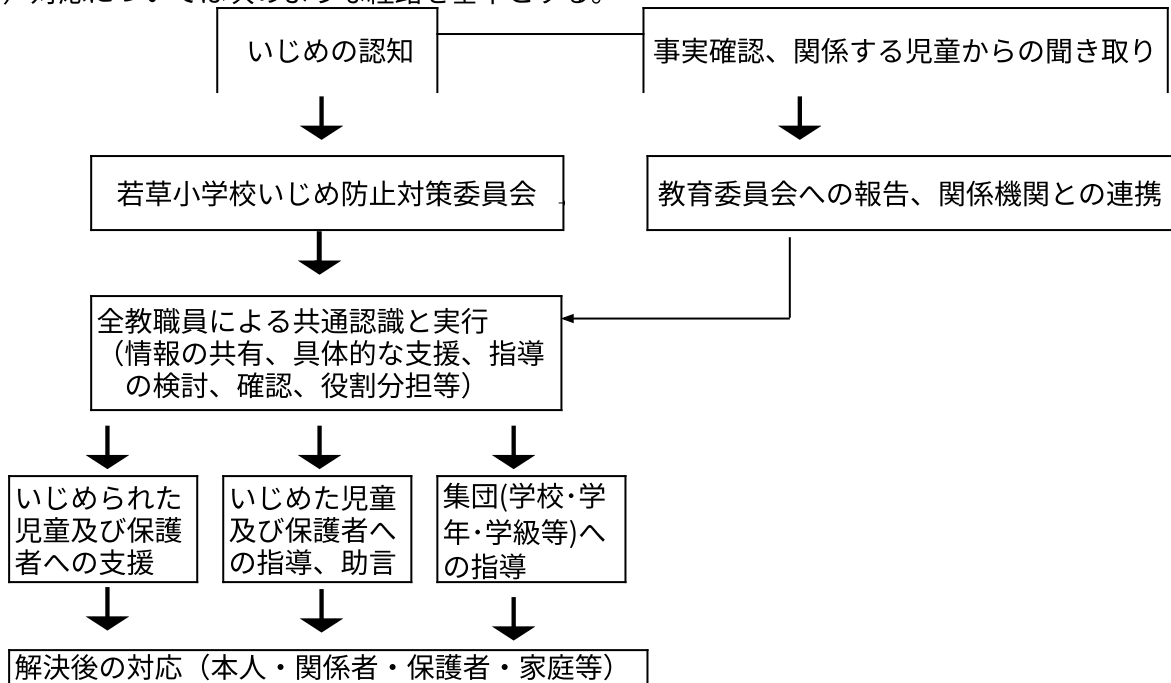
4 いじめの早期発見の取り組み

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子等を観察する
 - ②個人のノートや児童が取り組んだもの、教育面談等により児童の様子や考えを把握する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①アンケートの実施
 - ・児童対象の「学校生活アンケート」の実施・聞き取りを学期に1回行う。
 - ②教育相談の実施
 - ・教育面談の実施（定期的なものは年2回）
 - ・青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知（相談室リーフレットの配付）
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火曜日 直通電話：766-3590
 - ・いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
 - ・ヤングテレホン：042-755-2552
 - ②保健室だより等の発行
 - ③児童支援専任や青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめへの対処

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①校内の「若草小学校いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。
 - ②すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - 各警察署、県警少年相談・保護センター
 - 青少年相談員
 - 児童相談所、子育て支援センター

(3) 対応については次のような経路を基本とする。



6 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、事実関係を明確にするため児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市へ報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- (4) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる事案や、学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、学校としても、警察への相談・通報を行い、適切に援助を求める。

【重大事態とは】

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。

・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。

「相模原市立若草小学校いじめ防止対策委員会設置要項

1 設 置

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第 22 条に基づき、相模原市立若草小学校に「いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。また、常設してある児童指導委員会をその下部組織として位置づけ、定期的な取組を行うものとする。

2 委員会の目的

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	教務主任、児童支援専任、児童指導担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、人権担当、スクールソーシャルワーカー、学年主任、委員長が必要と認めた者

4 委員会の運営

- (1) 委員会は校長が招集し、原則、学期1回以上開催するが、児童指導委員会議と兼ねることも可能とする。ただし、状況に応じて適宜開催できるものとする。
- (2) いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- (3) いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- (4) 家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
- (5) 重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
- (6) この「相模原市立若草小学校いじめ防止委員会の設置要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
- (2) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (3) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った児童に対する指導
- (5) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (6) 専門的な知識を有する者等との連携
- (7) その他いじめの防止等に係ること

※具体的な活動内容は、「相模原市立若草小学校いじめ防止基本方針」に記載する。

6 その他

この要項は、平成26年4月1日から施行される。

平成30年4月1日 追加

令和5年 4月1日 追加

令和7年 4月1日 追加

令和8年 4月1日 追加

以 上